

環境保全型農業直接支払交付金の概要

- 環境こだわり農産物の生産とあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実施した場合に、予算の範囲内で支援されます。
- 令和7年度から制度が大きく変わっています。



○申請に必要な書類の様式は滋賀県のホームページに掲載します。

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
「環境保全型農業直接支払交付金
(環境こだわり農産物の栽培に対する支援)」

滋賀県 環境保全型農業直接支払交付金

検索



- ※ 詳細な提出書類については、事前に各市町の担当窓口へご確認願います。
- ※ 環境こだわり農産物認証制度については、最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお尋ね願います。

○「グリーンファーマー(みどり認定者)」になってみませんか

本交付金は令和9年度に「グリーンファーマー(みどり認定者)」であることを要件とする仕組みに移行することが検討されています
「グリーンファーマー(みどり認定者)」の詳細は右の二次元コードよりご確認ください。



STOP! 農業濁水!!

水稲では「水田からの濁水の流出防止」が交付金の要件となっています。



STOP! 農業濁水



畦塗り作業

目次

主な制度の変更点等のお知らせ	P	1
支援対象取組一覧	P	2
支援対象者、支援要件等、環境こだわり農産物の生産	P	3
支援対象となる取組・作物(全国共通取組)	P	6
// (地域特認取組)	P	10
技術資料	P	11
IPMの実践指標	P	19
環境負荷低減のチェックシート	P	25
申請手続き	P	26
お問い合わせ窓口		裏表紙

主な制度の変更点

1. 取組の統合・廃止について

令和7年度から制度見直しが行われ、これまでの取組が統合・廃止され、新たな取組メニューとなり、支援要件も見直されました。

支援を受ける際には、変更後の取組要件をよく確認してから取り組むようご注意ください。

2. IPM実践指標チェックシートについて

R7年度から「総合防除」で使用するIPM実践指標チェックシートの内容が変更されました。

「総合防除」に取り組む場合は変更後のチェックシート（改訂版）を用いてください。
（19～24 ページ参照）

3. 「緩効性肥料の利用および長期中干し」で使用する肥料について

「緩効性肥料の利用および長期中干し」の取組では令和7年度から樹脂製（プラスチック）の被膜を用いた緩効性肥料は使用できなくなりました。

この取組以外の取組では樹脂製の被膜を用いた緩効性肥料も使用可能です。

支援対象取組一覧

<環境保全効果> 温：地球温暖化防止
生：生物多様性保全
水：水質保全

	取組名	対象	単価（上限） （円/10a）	環境保全 効果	頁
全国共通取組	① 有機農業	全作物	14,000 （2,000円加算措置あり）	温・生	6
			3,000 （そば等雑穀・飼料作物）		
	② 堆肥の施用	全作物	3,600	温	7
	③ 緑肥の施用	全作物	5,000	温	7
	④ 総合防除	水稻※、大豆、 小豆、野菜、 果樹、茶	4,000	生	8
⑤ 炭の投入	全作物	5,000	温	8	
地域特認取組	⑥ 樹脂製の被膜を用いない 緩効性肥料の利用 および長期中干し	水稻※	4,000	温・水	10
	⑦ 殺虫殺菌剤・化学肥料 を使用しない栽培	水稻※	6,000	生	10
取組拡大加算		有機農業の 新規取組指導	4,000 新規取組者の面積あたり		9

支援対象取組に合わせて「環境こだわり農産物の生産」（P.4参照）が必要です

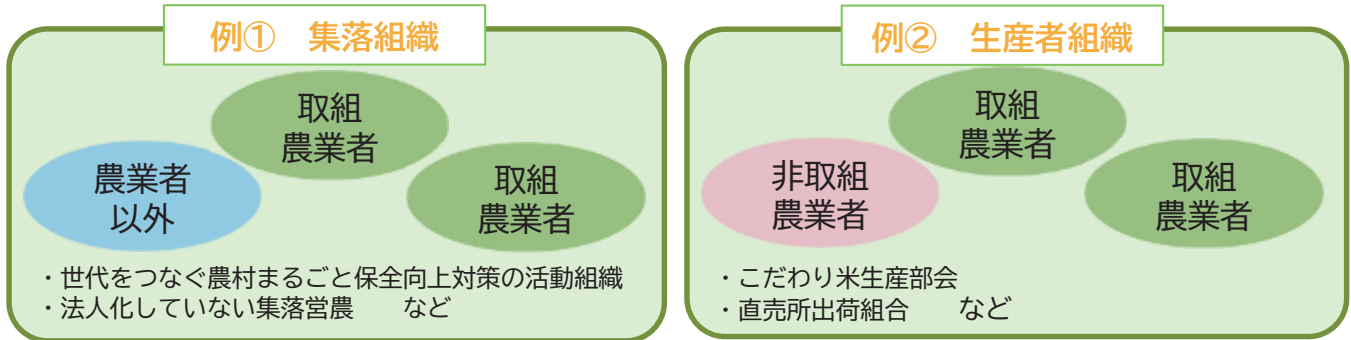
（注）※「総合防除」と地域特認取組の水稻では、飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません
 ・予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます
 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります
 ・ひとつのほ場において、1取組分の作付面積までが支援の対象となります

I 支援対象者

販売を目的として生産を行う農業者等（以下の1または2の要件を満たす）が支援対象となります。

1 農業者の組織する団体

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む複数の農業者等で構成され、団体の規約と代表者を定め、口座を開設していることが必要です。



2 個人・法人

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は以下の①または②のいずれかを満たし、市町が特に認める場合に対象となります。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上、または当該市町における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2（12.6 ha）以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）

II 支援要件等

1

「環境負荷低減のチェックシート」は令和8年度から、

『「みどりチェック」チェックシート』に移行されましたので、注意してください。

※実施すべき取組内容に変更はありません。

- (1) 適正な施肥
- (2) 適正な防除
- (3) エネルギーの節減
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- (6) 環境関係法令の遵守等

2 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）の実施

交付金を受けている農業者全員が、次のページの「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

活動内容の選択メニュー（（1）～（12）のいずれか1つ以上に取り組む）

○環境保全型農業の技術向上に関する活動

- （1）技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- （2）実証ほの設置等による環境保全型農業の実証・調査
- （3）先駆的農業者等による技術指導
- （4）環境保全型農業に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- （5）ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

○環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動

- （6）地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- （7）土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定

○その他

- （8）耕作放棄地を復旧し、当該農地で環境保全型農業を実施
- （9）中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施
（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- （10）農業生産に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- （11）その他環境保全型農業の実施を推進する活動
- （12）事業実施年度末までに特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける
（滋賀県内で特定区域となっている地域のみ認定申請可能。）

Ⅲ 環境こだわり農産物の生産

1 栽培基準

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」、「周辺環境に配慮した農薬の使用」、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用
- ・ 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を適正に使用（「滋賀県 農作物病害虫雑草防除基準」で検索してください。）

2 認証制度

- ・ 生産者・ほ場一覧表を農作物、作型等ごとに定める時期に県（農業農村振興事務所農産普及課）へ提出する
- ・ ほ場看板は播種または定植の10日前までに設置する（水稻、果樹、茶については遅くとも4月30日までに設置する。）

- 栽培を行う（ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施）
- 収穫前に農産物の認証を申請し、生産記録の審査や現地確認の結果、適正であれば認証される
- 認証マークを表示して出荷・販売を行うことができる
- 認証マークを表示して出荷・販売を行った場合は、出荷・販売の記録などを行う
- 収穫終了後に、生産記録に変更があった場合は、変更後の生産記録を県へ提出する

注意！ 令和5年度から認証手続きが変更されています。
※ 生産計画の認定申請手続きは不要です

詳細は最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください

留意事項

（予算の配分・交付単価の減額）

- 予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます
- 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります

（その他）

- 農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります
- 交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です
- 中山間地域等直接支払制度に取り組みされている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為（たとえば緑肥の施用、堆肥の施用など）を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません（ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります）
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっているほ場は支援対象となりません。（ただし、みどり加算で「冬期湛水」に取り組んでいる場合は「堆肥の施用」のみ支援対象となります。）
- 推進活動において、「（9）中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施」を選択する場合は、当年度の事業計画の申請期限までに市町長に届出が必要です（取組面積の過半が該当地域の場合に限り選択できますので、あらかじめ、市町へお問い合わせください）